指名停止処分等に関する報告について（通知）

平素より、本県の契約事務につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本県の入札参加資格を有する方は、告示（平成 17 年 4 月 26 日長崎県告示第 474 号） 6 に基づき、指名停止に関する報告を提出しなければならないこととしており、入札参加資格の申請時に誓約書を提出していただいているところです。

つきましては、国、他の地方公共団体等から指名停止を受けた場合、**当該指名停止等の開始の日から起算して 15 日以内に報告**をしていただく必要がありますので、入札参加資格登録業者の皆様におかれましては、国、地方公共団体その他の公共機関等から指名停止を受けた場合は、報告をお願いします。

なお、本県においては、別添「長崎県物品調達に係る入札参加者指名停止の措置要領」に基づき、有資格事業者が措置要件のいずれかに該当すると認めた場合、指名停止措置を行っており、国、他の地方公共団体等から指名停止を受けた理由によっては、本県でも指名停止を行う場合があります。その際、指名停止を受けたにもかかわらず報告がなされず、後日その事実が判明した場合は、本県における指名停止期間を加重する場合があります。

公正かつ適正な入札・契約制度の運営のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

告示　　：https://treasury.pref.nagasaki.jp/files/youkou/3/kokuji20251017.pdf
誓約書　　：https://treasury.pref.nagasaki.jp/youkou/yousiki/seiyakusyo.pdf
要領及び様式：https://treasury.pref.nagasaki.jp/files/youkou/6/sotiyoryo070601.pdf